

平成28年

目黒区教育委員会

第13回定例会会議録

(平成28年3月29日開催)

第13回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成28年3月29日

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育委員会委員長 小村 恵子
教育委員会委員長職務代理者 笹尾 敦夫
教育委員会委員 中山 ひとみ
教育委員会委員 木村 肇
教育委員会教育長 尾崎 富雄

出席職員 教育次長 関根 義孝
教育政策課長（学校統合推進課長兼務）
山野井 司
学校運営課長 佐藤 欣哉
学校施設計画課長 照井 美奈子
教育指導課長 佐伯 英徳
教職員・教育活動課長 濱下 正樹
めぐろ学校サポートセンター長 増田 武
統括指導主事 細田 真司
統括指導主事 和田 孝
生涯学習課長 金元 伸太郎
八雲中央図書館長 大迫 忠義

書記 鈴木 敏由起
山東 隆博

(午前9時30分開会)

- 委員長 第13回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第10号 目黒区教育委員会事務従事幹部職員の異動について)

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第10号は原案どおり可決します。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第11号 目黒区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第11号は原案どおり可決します。
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 議案第12号 目黒区教育委員会公印規則の一部を改正する規則)

- 説明員 (資料により説明)

う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第15号は原案どおり可決します。
次に日程第7を議題とします。

(日程第7 議案第16号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第16号は原案どおり可決します。
次に日程第8を議題とします。

(日程第8 議案第17号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長 全員賛成ですので、議案第17号は原案どおり可決します。
次に日程第9を議題とします。

(日程第9 議案第18号 目黒区めぐろ学校サポートセンター処務規則)

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長 全員賛成ですので、議案第18号は原案どおり可決します。
次に日程第10を議題とします。

(日程第10 平成28年第1回区議会定例会中の予算特別委員会での教育
委員会に係る質問の答弁(要旨)について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第11を議題とします。

(日程第11 都内公立中学校第3学年の評価状況の調査結果について(報
告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

○委員 この都内全体の中学校の評定状況を見ると、5が10%、4が25%前後と、バランスはとれていると思います。目黒区の5ページに書いてある結果を見ますと、例えば上から2番目の学校ですと、国語が5が少ない。そして、5番目の学校ですと理科で5が少ないとか、科目にばらつきがあります。つまりこの学校は理科が割と得意、ここは不得意。そして、4番目の学校は外国語の習熟度が少し悪いのかなとか、ばらつきが感じられるのですが、一番の原因は何でしょうか。先生の教育の仕方になるのでしょうか。

か。

○説明員 確かにばらつきというところは数値では見られているところではございます。先生によって評価のばらつきがないように各学校の評価基準というものをしっかり設けて、評価計画に基づいて評価をしているところは適正に行われていると考えているところではございます。今後こういった結果を踏まえまして、評価基準や評価計画をもう一度見直し、研修会等をしっかりと行うことで、各学校、評価のより一層の改善を図っていく必要があると考えておりますが、現段階では、教員によってのばらつきがあるとは考えておりません。

○委員 聞き漏らしたかもしれませんが、絶対評価と先ほど説明がありました。学校の先生の評価が絶対評価によってこれだけばらつくというようなニュアンスで受けたのですが、そうではなく習熟度そのものに差があると考えなくてよいのでしょうか。

○説明員 評価・評定については、申し上げたとおりで、各学校の教科部会において評価基準が決まっています。目標に準拠した評価、国語の5観点、それ以外は4観点で設定されていて、まず観点別評価を出します。その上でそれを総括して評定5、4、3、2、1につなげていくわけです。どういった部分を何をもって評価するかによっては、学校によって、また教科によって違ってまいります。評価材料ということで、例えば中間・期末の定期テスト、それ以外の小テストだったり、あるいは提出物、実技教科であれば作品、それらを総合的に判断をするわけで、当然絶対評価になりますので、学校によって習熟が当然違います。例えば国語でいうと、確かに8番の学校が5が27.1%に対して、2番の学校は7.0%ということで、大きな差があります。それは絶対評価、目標に準拠したということになれば8番目の学校が、その学年の国語の習熟は高いと判断できるかと思えます。

ここが絶対評価の非常に難しいところで、以前は相対評価で正規分布の値が決まっていました。絶対評価になって10年以上たつ中で、きちんとした評価材料、評価計画に基づくきちんとしたシラバスを作成して、評価をし、説明責任を果たすようにということについては各学校に指導しているところでございます。

○委員 他区と比べて目黒区は良いな、悪いなとか、この学校とこの学校の間で指導力に差があるとか、この結果から読み取れるものがあるのでしょうか。

○説明員 あくまで学校名を伏せた形で公表する中で、当然当該校についてはどこの数値なのかということがわかる状況にはなっております。当然数が多くなればなるほど集団の分布は統計学上、正規分布に限りなく近づきます。特異な分布については、果たしてそれが適正に評価されているかどうかについて東京都から指摘、指導を受けたりする場合もございます。これを受けて改めて学校としては、評価できているかということをも確認をした上で、数値の分析をし、次に生かしていくという研究については各学校で行っているという認識をしております。

○委員 一応公表ということについて配慮されているということで、資料項番5の(1)から(3)までの公表についての配慮事項、これをそのまま以下の資料で見ますと、例えば3ページの目黒区の表そのものは公表されるということですよ。一般の保護者の方々も気がつくということになりますので、各学校のPTAとか先生方との間の議論の中に反映されるというのは当然あると思います。これを公表するだけで、以後の議論については一切関与しないというような形にするのか、それとも理科は今後こういう形で改善していきます、国語がこういう形で改善していきますというようなところまで踏み込んで、そういう問い合わせに対して答えていくのか、その辺が各学校によってばらつきがあると余り好ましくないんじゃないかと思えます。公表した後の対応について、教育委員会としての見解はどうですか。

○説明員 教育委員会から保護者、地域に対して、このことについてのアナウンスは今のところ考えてございません。各学校に対しては区の学力テストの結果を踏まえた授業改善プランを作成するように指示してございますので、授業改善プランの中には区の学力テストだけではなく、国及び都の学力テスト、それからこの評価・評定の結果等も踏まえて、どういった点がやはり強み、弱みなのかということをもきちんと客観的に分析をした上で、具体的な授業改善の取り組みの内容についてきちんと記載するように指導はしてございます。その授業改善プランについては作成した段階で、学校から学校だよりであるとか、保護者会の中で授業改善プランについて説明を行います。

評価・評定については必ず年度当初の各学年の保護者会全体会において、本校の評価・評定の基準であるとか、またこういった形で特に新1年生の保護者に対しては丁寧にきちんとシラバスを

示しながら、こういった形で評定をつけますということをきちんと説明をしていきます。そういった部分で信頼していただけるような評価・評定をつけるということで、学校に対して指導してまいりたいと考えております。

○委員

議論が少し空回りしているなという率直な印象を感じました。といいますのは、目的がどうもこの資料だけでは説明し切れていないというのが一つです。あくまでも目的は、これまで学習指導要領の目標に準拠した評価による評定状況についての調査を行って、その評価が客観性を持ち、信頼性の確保につながっているかどうかというのが目的です。目的をもう少し口頭で補足していただきたいと思います。評価者というのは誰がどう評価しているのか、評価委員会で評価しているのか、評価者というところの項目が誰が評価したのかということが資料として抜けているような気がします。

それから、公表ですけれども、一般に公表するわけですけど、公表してもほとんどの人が数字の読み方がわからないと思います。今の議論を聞いていても。例えば何がわからないかという、これを公表したときに、どう保護者が受け止めるか、あるいはPTAが受け止めるかということなんですけども、別紙の資料の1にしても、評定5から1までが書いてあるんですけど、この意味というのはどこか書かれているんですか。5の持つ意味合いといいますか、4が持つ意味合い、3が持つ意味合い、それがないと、これだけ公表しても評定状況の公表にならないと思います。

○説明員

最初の目的についての補足ということでございますが、あくまで絶対評価の評定の分布がまさに客観性・信憑性の確保、つまり余りにも5、4、3、2、1が特異な分布になっていないかどうかということで、一定の基準が都から示されて、成績一覧表をもとに調査を校長会の中で確認をして、それを都に提出した段階で特異なものがあれば、そこで指導があるといった状況であります。したがって、都に提出するのはあくまで一覧表を提出した後の評定の数字の分布がどうなっているかということを確認をしていただくものでございます。この評価の目的ということではなくて評価の判定ということで、東京都に提出すると、こういった形で各区市町村別学校別の、名前がわからないような形で東京都教育委員会として公表される。それを受けて本委員会に報告を例年しておるところでございます。

それから、評価者でございますが、これは各学校の3年生を担当している教科担任、複数いれば評価材料を持ち寄って子どもたちの評価をつけていくといったところであります。当然各学年の教科の教科部会の中で、今年度の評価・評定のつけ方ということで改めて評価材料ですとか、観点別の割合等々きちんと年度当初定めて、それを保護者、それから子どもたちにも事前に説明をしていくといった流れになっております。

公表についても、これも全て東京都教育委員会が公表している、そのままのものを使って、本日ご提示しております、毎年このような形で公表しております。

○委員　　まず、3年生の教科担任者が一定の基準に基づいて評価しているというお話がありましたけれども、一定の基準というのは公表はされないんですか。

それから、今後の授業改善とか学習の見直しには直ちに直結する資料ではないなと思っています。一步先のところとしてはそういうものにも連動してくる可能性というのはありますけれども、これはあくまでも絶対評価の分布を見るということが目的ではないのでしょうか。

○説明員　　まず、公表については、この5、4、3、2、1、評定の前には観点別の評価をします。その評価はあらかじめ示された評価材料に基づいて教科部会の中で定めた基準に基づいて評価をしていきますので、各学校においてはこういった基準でこういった評価で評定をつけますということはあらかじめ保護者それから子どもたちに説明を行います。授業においても一番最初の授業で、必ずこういった形で評価・評定をつけるということは授業担当、教科担任から説明をするということです。ただ、それをこちらで取りまとめて、区全体としての公表は現在してございません。

それから、確かに直結する資料ではないということについても、ご指摘のとおりであります。この年度の3年生の評定結果というのは、高校入試に直結する内申点につながるもので、客観性・信憑性の確保された評価ということが重要でございますので、そういった部分での見直し、改めて教科のあり方、指導のあり方については、中期的な形で直ちに直結はしませんけれども、しっかり受け止めて授業改善に取り組んでおります。

○委員　　それぞれの学校で正しい評価が行われたかどうかというのを見るのがこの調査結果だと思います。要は偏った評価はしていない

し、きちんと評価されていますよということの資料です。そういったことが目的になっているわけですが、これをそのまま公表しても一般の人はわからないので、先ほどお答えがなかったのもう一度聞きますけれども、5、4、3、2、1が持つ意味を公表しないと一般の人が見ても、わからないと思います。加えて言えば、評価基準を口頭でお話しされていますけれども、評価基準がどういう基準なのか、それがわからないから数字だけが先行し、憶測されてしまいます。例えば見た瞬間5の割合が高いところが、学力が高い学校だと見えてしまいます。そうではなく、評価されたという意味合いでの5段階評価なわけで、そこが非常に誤解を招くので、公表に当たって何かもう少し工夫ができるところがないのですか。

○説明員　この時期にこういった形で調査結果を報告することは都の公表を受けてまさにご指摘のとおり、今年度本区の中学校3年生については特異な評定状況をしている教科のある学校はなかったということ、これが主たる目的でございます。

一方、確かに評価・評定のつけ方については、一般的に絶対評価のつけ方等については、これまで本委員会では説明してきてございませんので、また年度明け、新たなどころで評価・評定のつけ方について何らかの形で説明する機会をいただけるかと存じます。

○委員　端的に5、4、3、2、1の持つ意味だけ説明してもらえますか。

○説明員　まず、A、B、C、Dの4つの観点で観点別評価がつけられます。そして、4観点オールAなら4以上という形になって、あとはそれぞれのAの中身、これが数値化されていて、そこは目標に準拠した評価ということで、その何%以上が5というのは多少学校によって違いがございます。と申しますのは、評価材料が当然違ってきますので、おおむね9割以上が5、そういった形で基準を設けて5、4、3、2、1をつけていますので、これについては各学校の評価計画等を詰めて、進路指導主任会ですり合わせをしております、90%以上が5、それから80%以上が4、それから20%から50%が2で、それ以下が1、残り50%から80%、その間が3という形になってございます。一応まず観点別評価を踏まえた形での評定ということで、それについての数値等は確かにお示ししてございませんので、あくまでこれは都の

評定状況を示しただけでございますので、基本的な部分について何らかの形で説明をさせていただきたいと存じます。

- 委員長 その他ご質問等ございますか。
 特にないようですので、この報告を受けました。
 次に日程第12を議題とします。

(日程第12 平成27年度中学校における武道及びダンスの実施状況について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員 柔道について説明がなかったので、お尋ねしたいんですけども、必修科目になるときに心配されたのは事故が起きるのではないかということです。目黒区では今までに大きな事故というのはないという理解でよろしいですか。
- 説明員 今年度につきましては、けがの報告は上がってきております。具体的には鼻を骨折したという報告が上がってきているところですが、こちらは授業の前に待っている間に友達同士で組み合いながら倒れたというところがございます。そういった授業の前と後の安全指導もこれから十分に学校はしていかなければいけないという課題を持っているところがございます。今後も安全な柔道の指導ができるように研修等もしていきたいと考えているところがございます。
- 委員長 この柔道着の私費購入についてなんですが、この値段はどのくらいでしょうか。
- 説明員 今年度のケースですと、一番安い学校で4,000円、一番高い学校で5,000円となっているところです。これは各学校が保護者と相談等しながら決めているところがございます。今後、高等学校で柔道をする機会もありますので、適当な価格の必要のあるものを購入していると聞いております。
- 委員 まず、武道の実施状況とダンスの実施状況のそれぞれにねらいがあります。ダンスは事細かに丁寧に書かれていてよくわかるんですけども、武道のねらいというのは、基本的な考え方としては、教育基本法が平成18年に改正されて日本の伝統文化の継承ということが大きな目標に掲げられて、その中で日本の伝統文化である武道について取り組んでいくということが眼目にあるわけ

で、その辺を記述すべきだと思うんです。というのは、丁寧に資料をつけていただいておりますけれども、資料2のねらいのところに、我が国固有の文化というものが入っています。その辺の入り口のところをもう少し記述すべきじゃないかと思います。

それから武道で言えば8時間から30時間ということで、個別に指導して確実に身につく時間まで引き上げるという説明があったので、教育委員会事務局が考えている確実に身につく時数というのはどれぐらいの時数を見ているのか、目安というのはあれば教えてもらいたいと思います。

柔道着の私費購入か貸与かということなんですけれども、私費購入について、特に何か苦情等のようなものがあるかどうか、そのところを確認しておきます。

○説明員

今回、武道・ダンスが必修化、特に武道につきましては、我が国固有の文化であるというところが、また武道の伝統的な考え方を理解して相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動だということが学習指導要領解説にも明記されているところでございます。こちらは技能的な側面のねらいだけ書いておりますが、体育の学習には技能だけではなくて態度について、また知識・理解についても学ぶところございまして、その態度では相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすることも学習内容に含まれているところでございますので、今後の資料のつくりについて参考にさせていただきたいと思います。

授業の時数の目安というところでございますが、これもあくまでも参考ということで、1、2年生を例にとりますと、1、2年生それぞれ各学年105時間の保健体育の学習をすることになっておりまして、学習指導要領上、時数に規定がある、基準を定めているのがまず体づくりの運動、これは各学年7時間以上。体育理論、これは各学年3時間以上。保健分野、これは3年間で48時間以上というところで、こちらを勘案しますと、おおよそほかの分野全て、器械運動から陸上運動、水泳、球技、武道、ダンスの6領域については、残り80時間でうまく割り振りをするというようなこととなります。したがって、その80時間をこの6つで割るとおおよそ13になりますが、こちら学習指導要領の内容等を踏まえますと、8時間から10時間が適当なところと考えているところでございます。

あと、私費会計の苦情につきましては、教育委員会に上がって

きている案件はございません。

○委員 もう一回確認をしたいんですけれども、具体的に指導時数が8時間は少ないと見ているのですよね。そうなりますと指導する上で何時間ぐらいが柔道の指導時数として引き上げる目標としているのか。何時間ぐらいまでが適正な水準と考えているのか。その時数は何かお持ちなんですか。

○説明員 失礼いたしました。先ほどの説明させていただきまして、器械運動、陸上運動、水泳、球技、武道、ダンスの6領域で、1、2年生を例にとりますと、およそ80時間を割り振る形になります。したがって、80割る6領域で13時間というところになります。学習指導要領のこちらのほうの内容等を見ますと、生徒の実態と各学校の実態にもよりますが、1領域はほぼ10時間程度は必要になるというふうな目安となります。したがって、本区におきましては8から10、1つの学校を除いては8から10、1年生、2年生それぞれとっているところがございますので、目安としては妥当なところと考えています。あとは各学校において、その実態に応じてどのようにプラスの時間をとっていくかというところが今後検討していくことが必要になると思われま。

○委員長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第13を議題とします。

(日程第13 角田市との民間交流事業への支援について(案)(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

○委員 非常に素晴らしい支援だと思っております。余談になりますけれども、東北の大震災の福島原子力発電所の事故の後で、1ミリシーベルトというのを年間の許容線量に決めました。現実には1ミリシーベルトというのは医学の世界では、バリウム検査の1回の被曝よりもかなり少ない量でございます。福島等に対して非常に疎遠になっているという現状がございますが、こういう角田市の支援をするということから、そういう正しい知識につながっていくと感じていますので、ぜひ続けていただければと思います。ただし、知識が正しくても、それと恐怖心とはまた別物ですので、これを義務的にみんなで行くというには、まだ土壌ができていな

いかなと思うので、こういう支援という形から入って行って、皆さんが正しい知識を持つその礎になればなと思っています。

○説明員 委員のおっしゃる通り、まずは、行きたい方に手を挙げていただくという形で実施する社会教育の分野から始めていく、という方向性が適切ではないかと考えております。そういった中で、今おっしゃったような正しい知識が根づいていくということもあると思っておりますし、また実際に角田市へ行って感じるということのは非常に大きくて、そこで感じたことで今までの不安というものもだんだんなくなっていくのではないかと考えておりますので、こうした交流の支援を続けていきたいと考えております。

○委員 私もぜひこういう活動を進めていただきたいと思うんですけれども、今のところ3団体ということですが、これ以外の小学校の希望状況、それから増える傾向があるのでしょうか。

○説明員 この3団体以外で小学校からの交流の希望は、今のところございません。この3団体のうち、小学校の元PTAを母体とする2団体は、これまで角田市の小学校と交流してきた経緯を踏まえて、交流が今中断しているので何とか自分たちでという思いから事業を実施していらっしゃいます。この2団体とは別に、これまで交流のあった上目黒小学校につきましては、28年度に2団体の支援をした上で、希望等がございましたら相談に乗らせていただきたいと考えてございます。

○委員 今回の取り組みにつきましては、最終的に目指すステップの途中の経過措置として非常に評価ができる取り組みとっておりますけれども、成果と課題と今後の展望ということはきちっとまとめていただいて、しかるべき時期に教育委員会に報告をしていただきたいと思っております。

○委員長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第14を議題とします。

(日程第14 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。

- 資料配布 ・平成28年度教育行政運営方針について
・平成27年度学校評価におけるアンケートの回収率について
・平成28年5月行事予定

○委員長 ほかに何かございますか。

○説明員 現在、全国的に学校の運動会で実施されている組体操、この最中に児童や生徒が骨折をする事故が相次いで発生していることを受けて、各自治体においては組体操のあり方を見直す動きが出てきてございます。28年2月21日の文部科学大臣からも、学校には安全配慮義務が明確にあり、子どもの安全に配慮するよう周知を徹底するという形で述べられております。

都立学校におきましては、3月24日付で東京都の教育長からの通知がされ、学校の運動会等における安全対策についてということで、都立学校では学校行事で組体操を実施している場合、いわゆるピラミッドとタワーについては不可抗力によるけが等の危険性が高いことから、平成28年度は原則として休止することとするものです。区市町村教育委員会に対しては、東京都から地域の特性や学校の実情等を踏まえ、学校の運動会において安全対策に努められるようお願いするという通知がございました。

本区におきましても、一番早い学校は今年度の場合ですと5月23日に開催されることから、4月早々に検討会を開きまして、校長会それから保護者等の意見を踏まえながら、組体操について改めて検討してまいりたいと考えてございます。次回の本委員会におきましては、そういった検討会について文書でお示しできるように準備を進めてまいります。

○委員長 ほかに何かございますか。

以上で本日の定例会を閉会します。

(午前11時13分閉会)